

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

田子町は、西部一帯は奥羽山脈の北部をなす四角岳(1,003m)、朝日奈岳(720m)、大黒森(719m)、竜ヶ森(645m)などの山岳がちなり、その裾野に丘陵地、台地(河岸段丘)が形成され、総面積の約8割は森林で、国有林が多くを占める。山岳を源とする種子川、相米川、熊原川が町を南北に四分する形で東へ向かって流れ、これらの流域に沿った平地(谷底平野)に水田が開け、集落が点在しており、扇状の要のところに市街地が形成されている。地質は、西部の山地では、火成岩、堆積岩が複雑に分布し、低地部では火砕流や降下火山灰層で構成される台地、段丘堆積物で構成される河岸段丘、谷底平野を埋める沖積層が分布する。

(洪水ハザードマップ)

西部の秋田県境を源とした熊原川は、南方国有林に源を發した杉倉川と合流し、北方国有林からの相米川と種子川が合流し、町の中央部を流れる田子川と東部で合流し、さらに東方を流れる馬淵川と合流する。既往水害としては、昭和56年8月(台風15号)の大雨による農作物被害(被害総額18億円)、近年では平成25年9月(台風18号)の大雨による水害があげられる。

田子町洪水ハザードマップ(資料別添1—①)では熊原川と種子川を対象河川に、その流域地域に土砂災害危険箇所を示している。

(地震)

J-SHIS地震ハザードステーションの全国地震動予測地図(別添資料1—②)によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で0.1%~26%未満の確率で発生すると予想されている。又、隣接する三戸町東部に位置する折爪断層を震源とする地震が発生した想定し、地域の地盤の状況、そこで起こりうる地震の両面から地域の地表の揺れやすさを震度として評価し50mメッシュで表現した田子町地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」(資料別添1—②)では住居・商業地等が多く集積する地域の多くで震度6が想定され、地域の多くが全壊率30~40%の危険度5、全壊率20~30%の危険度4に含まれた。(資料別添1—③)

(その他)

山間部に位置し、多積雪期において、大規模な地震等の災害が発生した場合には、雪の重み等による建物倒壊の危険が増大する他、交通機関・通信網の障害等により、避難所開設の遅れ、遠隔地における物資不足等が予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

管内の事業所の立地は、商店街を中心とした市街地に立地している。

商工業者数 223名

小規模事業者数201名

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）	
商 工 業 者	建設業	53	52	町の中心部、郊外に分布
	製造業	17	14	郊外に分布
	卸売・小売業	62	53	町の中心部に分布
	飲食店・宿泊	15	15	町の中心部に分布
	サービス・その他	76	67	町の中心部、郊外に分布

(3) これまでの取組

1) 田子町の取組

- ・ 田子町地域防災計画の策定（町公式ホームページに掲載）
- ・ 防災訓練の実施（例年10月）
- ・ 災害対策用備蓄品（町内4ヶ所の避難所に備蓄：上郷公民館・中央公民館・原地区交流センター・清水頭生活館）
- ・ 田子町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 田子町商工会の取組

- ・ 田子町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 毎年2回の避難訓練、消火訓練の実施
- ・ 青森県火災共済協同組合と連携した損害保険、東京海上日動火災保険(株)と連携したビジネス損害保険等への加入促進

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漫然とした記載にとどまり、協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・ 発災後速やかな応急復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

- ・ 平成27年に策定した「田子町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知等
- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
 - ・ 会報や町広報、商工会ホームページ、青森県商工会連合会メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策等の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
- ・ （別添参照）事業継続計画を作成（令和2年）
- 3) 関係団体等との連携
- ・ 代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合やビジネス総合保険の引き受け契約をする東京海上日動火災保険株式会社、生命・医療保険の引き受け契約を締結しているジブラルタ生命保険株式会社から専門家の派遣を依頼し、管内全ての事業所を対象としたセミナーや相談会を実施する。
 - ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
 - ・ 当町の公民館等公共施設や地域金融機関、法人会等と連携したセミナーの共催や普及啓発ポスターの掲示依頼などを通じて連携を深める。
- 4) フォローアップ
- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を定期巡回にて行う。
 - ・ （仮称）田子町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（青森県東方沖が震源地のマグニチュード8・震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡手段の確認等を行う。
- ・ 訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・ 当町が行う総合防災訓練に参加し、その結果を踏まえ、本計画の見直しの参考にする。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

以下の状況が生じた時、3時間以内に職員の安否確認を行う

条件	手段	その他
職員が当会事業所への被害発生情報を知ったとき。 土砂災害警戒情報、気象特別警報が発表されたとき	電話、メール、SNS等	業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を伝え、町と共有する。職員自身が身の危険を感じるような状況での出勤はせず、自身の安全確保を優先する。
国内感染者発生後	職員の体調確認を行うと共に、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。	
感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合	当町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。	

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や以下の被害規模の目安表により被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること
 - イ. 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ. 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること
- ・ 職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

・ 大規模な被害がある	・ 地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
・ 被害がある	・ 地区内事業所で、「瓦や屋根が剥がれる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
・ ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない

- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

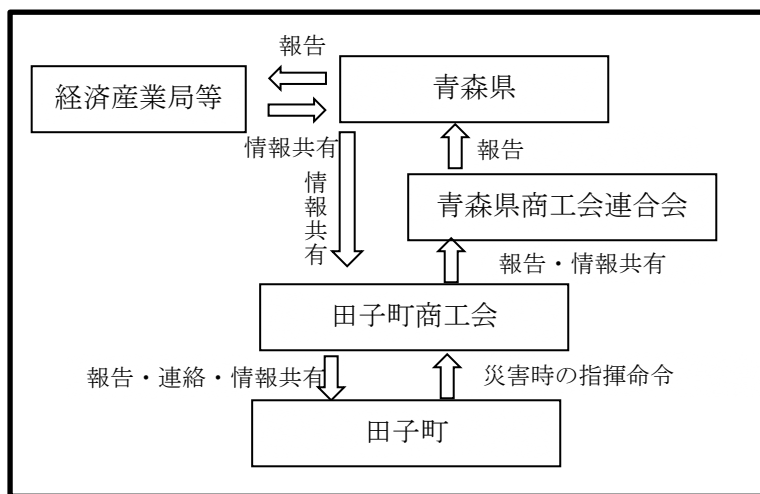
発災後～1日	1日に3回共有する
1日～1週間	1日に2回以上共有する（毎朝、毎夕）

1週間以上～1ヶ月	1日に1回共有する（毎朝）
1ヶ月～解除まで	2日に1回共有する（毎朝）

- ・ 田子町で策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うと共に、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における指揮命令系統・連携体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域で活動する際は、あらかじめ定めた判断基準及び被害程度により行う。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について予め確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より青森県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当町より青森県へ報告する。



＜4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・ 相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国、県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口の設置に当たっては、安全性が確認されたあと商工会館において実施する。現在地の商工会館が被災した場合、田子町と相談し代替施設にて設置する。
- ・ 地区内の小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続に向けた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの起業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど事業者に寄り添った伴走型支援を実施する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

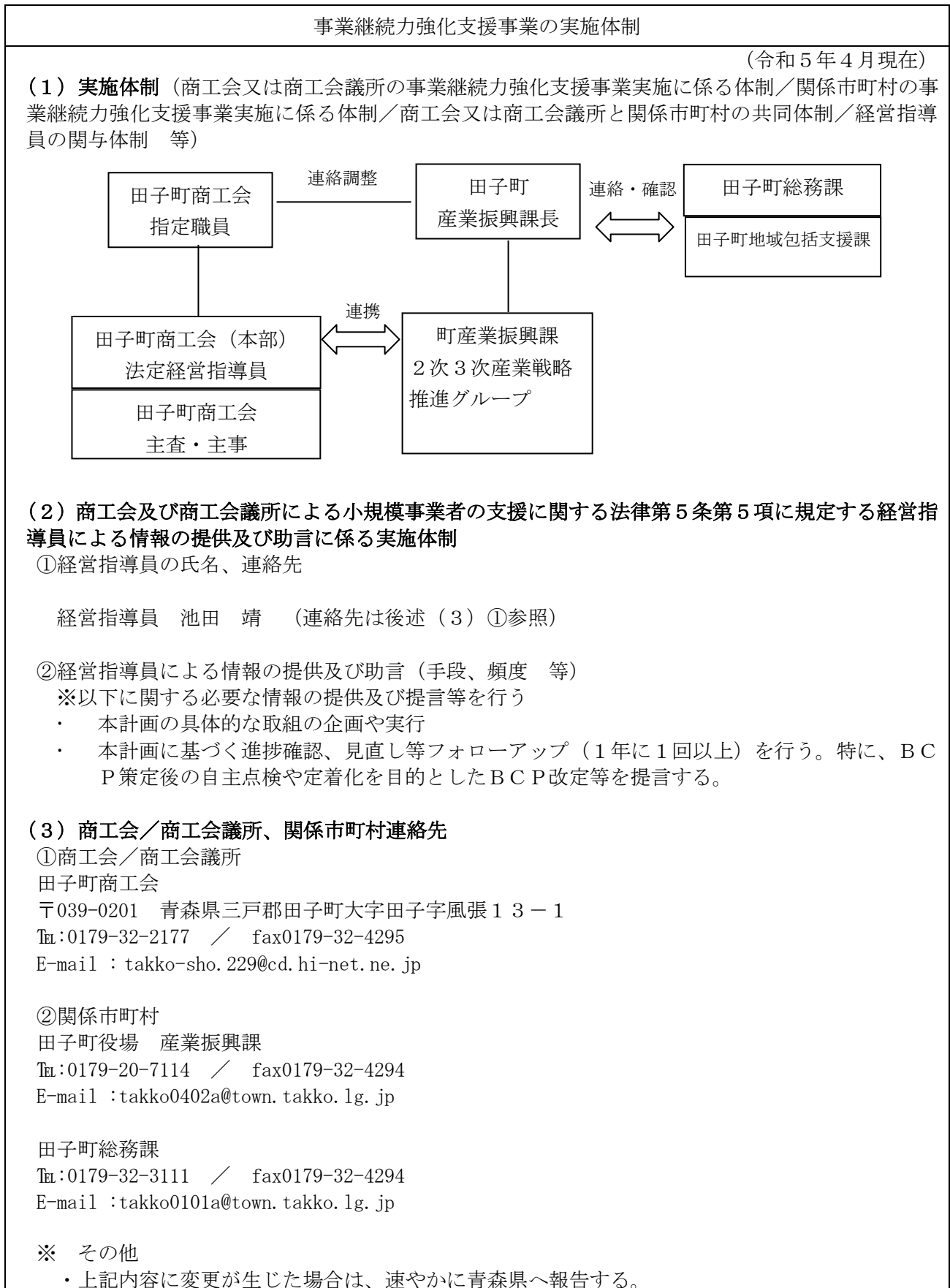
- ・ 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	55	55	55	55	55
・ セミナー開催費	55	55	55	55	55
・ 協議会運営費	25	25	25	25	25
・ チラシ、パンフ作製費	25	25	25	25	25
・ 防災、感染症対策費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等

資料（別添

1）

① 田子町洪水ハザードマップ

This is a detailed flood hazard map for Tago Town. It includes several informational panels: '洪水ハザードマップ' (Flood Hazard Map) with a cartoon illustration, '情報の伝達経路' (Information Transmission Path) showing communication channels, and '防災情報の入手方法' (How to Obtain Disaster Information). The main map shows the Tago River and surrounding areas, with a legend for 'ハザードマップ対象河川' (Targeted Rivers) and '土砂災害危険箇所' (Landslide Hazard Points). A '緊急時の連絡先一覧' (Emergency Contact List) is provided, and a '雨の降り方にご注意ください' (Please pay attention to the way it rains) section offers advice on rainfall patterns. A '非常持ち出し品の準備' (Preparation of emergency supplies) section lists items like water, food, and first aid kits. A '避難先' (Evacuation destination) section provides information on nearby evacuation sites.

② J-SHIS Map 防災科学技術研究所

This is a screenshot of the J-SHIS Map web application. The interface includes a search bar for '地名' (Place Name) and '場所を検索' (Search Location). The main map displays a seismic hazard assessment for Tago Town, with a color-coded scale from 0% (white) to 100% (red). The map shows a high concentration of hazard in the central and eastern parts of the town. The interface also features various filters and options, such as '考慮した地震' (Earthquake considered), '平均ケース' (Average case), and '最大ケース' (Maximum case). A legend on the left side allows users to toggle different seismic hazard layers, such as '主要活断層帯' (Major active fault zone) and '海溝型地震震源断層' (Subduction zone earthquake source fault). The bottom of the page includes a scale bar (0 to 100%) and a note: '2019年 (NIED作成版)は防災科学技術研究所が独自に作成した地図です。' (The 2019 (NIED version) map was independently created by the Institute of Disaster Science and Technology.)

②田子町地震ハザードマップ（揺れやすさマップ）

田子町地震ハザードマップ ～揺れやすさマップ～

揺れやすさマップとは
 田子町を7つの揺れやすさゾーンに分けて表示しています。この揺れやすさゾーンは、過去の地震による揺れやすさを基に、予測した揺れやすさゾーンを算出したものです。また、過去の地震による揺れやすさを基に、予測した揺れやすさゾーンを算出したものです。また、過去の地震による揺れやすさを基に、予測した揺れやすさゾーンを算出したものです。

揺れやすさマップの凡例
 揺れやすさゾーン1 30～40%
 揺れやすさゾーン2 20～30%
 揺れやすさゾーン3 10～20%
 揺れやすさゾーン4 5～10%
 揺れやすさゾーン5 0.1～5%

全庁庁舎の揺れやすさゾーン別の分布状況
 揺れやすさゾーン1 30～40%
 揺れやすさゾーン2 20～30%
 揺れやすさゾーン3 10～20%
 揺れやすさゾーン4 5～10%
 揺れやすさゾーン5 0.1～5%

揺れやすさマップの注意
 揺れやすさゾーン別の分布状況は、過去の地震による揺れやすさを基に、予測した揺れやすさゾーンを算出したものです。また、過去の地震による揺れやすさを基に、予測した揺れやすさゾーンを算出したものです。また、過去の地震による揺れやすさを基に、予測した揺れやすさゾーンを算出したものです。

③田子町地震ハザードマップ（危険度マップ）

田子町地震ハザードマップ ～地域の危険度マップ～

地域の危険度マップとは
 田子町を5つの危険度ゾーンに分けて表示しています。この危険度ゾーンは、過去の地震による危険度を基に、予測した危険度ゾーンを算出したものです。また、過去の地震による危険度を基に、予測した危険度ゾーンを算出したものです。また、過去の地震による危険度を基に、予測した危険度ゾーンを算出したものです。

地域の危険度マップの凡例
 危険度5 30～40%
 危険度4 20～30%
 危険度3 10～20%
 危険度2 5～10%
 危険度1 0.1～5%

全庁庁舎の危険度ゾーン別の分布状況
 危険度5 30～40%
 危険度4 20～30%
 危険度3 10～20%
 危険度2 5～10%
 危険度1 0.1～5%

地域の危険度マップの注意
 危険度ゾーン別の分布状況は、過去の地震による危険度を基に、予測した危険度ゾーンを算出したものです。また、過去の地震による危険度を基に、予測した危険度ゾーンを算出したものです。また、過去の地震による危険度を基に、予測した危険度ゾーンを算出したものです。